

特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行について

昨今の食の欧米化と高齢化社会により、生活習慣病の患者数が増加し、今や健康長寿の最大の阻害要因となっています。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、**高血圧・脂質異常症・糖尿病**を主病名とする患者さんについては、これまで算定してきた『特定疾患管理料』から、個人に応じた療養計画を作成し、専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう、**厚労省から指示がありました。**

当院は、『生活習慣病管理料』に基づき、医師による診察・投薬・血圧管理だけでなく、看護師による生活指導、栄養士による食事指導など、多職種連携による生活習慣病のトータルケアを行います。

つきましては、以下についてご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

✓患者さんには、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名を頂く必要があります。



✓移行に伴い月々の自己負担額は少々増加します。



✓当院では、長期の処方可能な程度に病状が安定し、服薬管理が可能であると担当医が判断した場合に限り、28日以上長期の処方を行うことが可能です。担当医へご相談ください。

